

佐賀県告示第 328 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 3 月 28 日から平成 29 年 4 月 27 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木庭武雄 線	嬉野市塩田町大字谷所字中村乙 1454 番 4 地先から 嬉野市塩田町大字谷所字中村乙 1553 番 2 地先まで	平成 29 . 3 . 28
	嬉野市塩田町大字谷所字四本柳乙 3294 番 1 地先から 嬉野市塩田町大字五町田字千堂甲 2912 番 2 地先まで	〃
	嬉野市塩田町大字馬場下字賤四郎甲 1050 番地先から 嬉野市塩田町大字馬場下字高月甲 1067 番 2 地先まで	〃
	嬉野市塩田町大字久間字丹生野丙 4238 番 1 地先から 嬉野市塩田町大字久間字丹生野丙 3419 番 1 地先まで	〃
	嬉野市塩田町大字久間字桜谷丙 3378 番 24 地先から 嬉野市塩田町大字久間字桜谷丙 3336 番 1 地先まで	〃